

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条及び第28条に定める、公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とする常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及び額)

- 第3条 この法人は、非常勤役員の職務執行の対価としての報酬を支給することができる。
- 2 この法人は、評議員に対する報酬を支給することができる。
 - 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は本法人における評議員会・理事会への参加及び計算書類等の監査の都度支給することができる。
 - 4 評議員に対する報酬の総額は定款第13条の規定による。
 - 5 各々の評議員に対する報酬額は、1回あたり別表1の金額を上限とする。
 - 6 非常勤理事に対する報酬の総額は年間500,000円を超えない範囲とする。
 - 7 各々の非常勤理事に対する報酬額は、1回あたり別表1の金額を上限とする。
 - 8 監事に対する報酬の総額は年間500,000円を超えない範囲とする。
 - 9 各々の監事に対する報酬額は、監事の協議によって定める。ただし、監事が1名のときは、評議員会において別に定める。
 - 10 第3項の規定に関わらず、1日に複数の会議に参加する者にあつては1回の参加とみなす。

(常勤理事への報酬の支給及び額)

- 第4条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価としての報酬を支給することができる。
- 2 常勤理事に対する報酬の総額は年間20,000,000円を超えない範囲とする。

- 3 前項の規定における常勤理事の報酬月額、別表2 常勤理事俸給表のとおりとし、各々の理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 4 支給に際しては、毎月支給するものとする。
- 5 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(費用の支払い)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施について、理事に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることとし、監事及び評議員に関して必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人北九州国際技術協力協会の設立の登記の日から施行する。

附則（令和6年6月14日改定）

この規程は、令和6年6月14日から施行する。

【改定履歴】

令和元年6月13日 改定

第3条第4項において、「年間1,000,000円を超えない範囲とする」を「定款第13条の規定による」に改める。

第3条第5項において、「前項の規定における報酬の額は」を「各々の評議員に対する報酬額は、」に改め、「記載した」を削除する。

第3条第6項において、「役員」を「理事」に、「1,000,000」を「500,000」に改める。

第3条第7項において、「前項の規定における報酬の額は」を「各々の非常勤理事に対する報酬額は、」に改め、「記載した」を削除する。

第3条第8項及び9項を追加する。

第3条第8項を10項とする。

第4条の表題において、「役員」を「理事」に改める。

第4条第2項を追加する。

第4条第2項、3項及び4項をそれぞれ、第3項、第4項及び5項とし、第3項中の「役員」を「理事」に、第5項中の「職員給与規程」を「給与規程」に改める。

第7条において、「理事会の承認を得て、」を追加する。

令和6年6月14日 改定

第2条第1項第5号において、「通勤手当、」を追加する。

第5条において、「非常勤役員」を「役員」に改める。

別表1 非常勤役員及び評議員に対する報酬基準（1回あたり）

会議体名	金額
理事会	5,000円
評議員会	5,000円

別表2 常勤理事俸給表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	1 1	300,000
2	120,000	1 2	320,000
3	140,000	1 3	340,000
4	160,000	1 4	360,000
5	180,000	1 5	380,000
6	200,000	1 6	400,000
7	220,000	1 7	420,000
8	240,000	1 8	440,000
9	260,000	1 9	460,000
1 0	280,000	2 0	480,000